

運 営 規 程

社会福祉法人 クローバー 共同生活援助事業所（グループホーム）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人クローバーが開設する指定共同生活援助事業所ゆうきの里（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定共同生活援助を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（サテライト型住居を含む。）において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 主たる事業所の名称： ゆうきの里

2 主たる事業所の所在地： 神奈川県横浜市戸塚区矢部町 2082-11-2

3 共同生活住居の名称及び所在地

共同生活住居 1 みんなの家 : 神奈川県横浜市戸塚区矢部町 2082-11-2

共同生活住居 2 れもんの家 : 神奈川県横浜市戸塚区矢部町 2082-11-1

共同生活住居 3 みかんの家 : 神奈川県横浜市泉区下飯田町 611-11 番地

共同生活住居 4 いちごの家 : 神奈川県横浜市泉区下飯田町 611-12 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名（正規職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 サービス管理責任者 1名（正規職員）

サービス管理責任者は、障害特性や利用者の生活実態に応じ、必要な個別支援計画の作成・評価及び支援を行うとともに、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。

3 世話人 6名（正規職員 6名、パートタイマー等職員 0名）

世話人は、利用者に対する食事の提供、日常生活上の支援、相談を行う。

4 生活支援員 8名（正規職員 3名、パートタイマー等職員 5名）

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

（主たる対象者）

第5条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

知的障害者

（入居定員）

第6条 事業所の入居定員は、24人とする。

共同生活住居1 みんなの家：6人

共同生活住居2 れもんの家：6人

共同生活住居3 いちごの家：6人

共同生活住居4 みかんの家：6人

2 前項の定員及びユニットの入居定員並びに居室の定員を遵守する。

ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、定員を超えて利用者を受け入れることができるものとする。

（指定共同生活援助の内容）

第7条 利用者に対し、共同生活を営む住居において日常生活における相談支援、入浴、排せつ又は食事の介護、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整、余暇活動の支援等必要な介護、支援を行うものとする。

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 事業所は、指定共同生活援助を提供した際は、利用者から市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受け取ることができるものとする。この場合の利用料金については別表1に定める。

4 事業所は、指定共同生活援助を提供する利用者に対して、直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者から支払を求めることが適当であるものについては、その便益に要した金銭の支払を求めることができるものとする。この場合の利用料金等については、別表2に定める。

5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対

し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

6 第4項の規定により、金銭の支払いを求める際には、当該金銭の支払いを求める理由について書面により明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならないものとする。

7 第1項から第4項までの費用の額の支払いを受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 サービスを利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練・救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第12条 事業者は、提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、提供した指定共同生活援助に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、提供した指定共同生活援助に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんに協力するものとする。

(支援体制の確保)

第13条 事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、世話人等の従業者に対し研修を実施する等の次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定および設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(感染症対策に関する事項)

第15条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知に努める
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備に努める
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施に努める

(業務継続計画の策定に関する事項)

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期的な実施に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、世話人等の従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

- ① 採用時研修 採用後3か月
- ② 継続研修 年1回

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とす

る。

- 4 事業者は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を当該指定共同生活援助（従前の指定共同生活介護を含む。）を提供した日から法人が定めた文書処務規程により10年間保存しなければならない。
- 5 事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する記録を整備し、当該指定共同生活援助（従前の指定共同生活介護を含む。）を提供した日から法人が定めた文書処務規程により10年間保存しなければならない。
- 6 事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人クローバーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月01日から施行する。

この規程は、平成19年03月01日、一部変更。

この規程は、平成20年02月15日、一部変更。

この規程は、平成24年07月01日、一部変更。

この規程は、平成24年12月08日、一部変更。

この規程は、平成25年04月01日、一部変更。

この規定は、平成26年04月01日、一部変更。

この規定は、令和2年4月1日、一部変更。

この規定は、令和4年3月25日、一部変更。

別表1（第8条第3項関係）

家賃、光熱水費、食料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る料金表

種 類	金 額
家 賃	共同生活住居1 みんなの家：月 30,500 円 共同生活住居2 れもんの家：月 30,500 円 共同生活住居3 みかんの家：月 25,000 円 共同生活住居4 いちごの家：月 25,000 円
光熱水費	共同生活住居1 みんなの家：実費 共同生活住居2 れもんの家：実費 共同生活住居3 みかんの家：実費 共同生活住居4 いちごの家：実費
日用品費 1ヶ月	共同生活住居1 みんなの家：実費 共同生活住居2 れもんの家：実費 共同生活住居3 みかんの家：実費 共同生活住居4 いちごの家：実費

その他 施設維持管理費 町内会費 旅行・余暇支援積立金	共同生活住居 1 みんなの家：実費 共同生活住居 2 れもんの家：実費 共同生活住居 3 みかんの家：実費 共同生活住居 4 いちごの家：実費
食材料費 朝食：調理提供(配達食材) 昼食：配達弁当 夕食：調理提供(配達食材)	共同生活住居 1 みんなの家：実費 共同生活住居 2 れもんの家：実費 共同生活住居 3 みかんの家：実費 共同生活住居 4 いちごの家：実費
その他実費 業者への支払手数料 業者から届かない調味料等購入	共同生活住居 1 みんなの家：実費 共同生活住居 2 れもんの家：実費 共同生活住居 3 みかんの家：実費 共同生活住居 4 いちごの家：実費
日常生活上必要となる諸経費 入居者の日常生活に要する費用 で入居者に負担して頂くことが 適当であるもの	共同生活住居 1 みんなの家：実費 共同生活住居 2 れもんの家：実費 共同生活住居 3 みかんの家：実費 共同生活住居 4 いちごの家：実費
社会生活上の便宜の供与等 日常生活に必要な行政機関等へ の手続き等	共同生活住居 1 みんなの家：実費 共同生活住居 2 れもんの家：実費 共同生活住居 3 みかんの家：実費 共同生活住居 4 いちごの家：実費

別表 2 (第 8 条第 6 項関係)

直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当であるものに
係る料金表

種 類	金 額
昼食費	実費
ガイドヘルプサービス	実費
行年会費	実費